



うそ電話詐欺防犯情報

犯罪防止センター等を装う不審電話に要注意!!



県内で、「犯罪防止センター（コールセンター）」等を装って、『警察と連携して「うそ電話詐欺（特殊詐欺）」被害防止を呼びかけている』などといった、不審電話に関する相談が寄せられています。

警察や委託したコールセンター等では、被害防止のための注意喚起を行うことはありますが、下記のような内容の電話をかけることは、絶対にありませんので、被害に遭わないように注意してください。

【概要】

相談者宅の固定電話に、「犯罪防止センター」を名乗る者など、複数の者から交互に、

- 私たちは、警察と合同で県民に被害防止を呼びかけている。
- あなたは、◎◎会社、△△食品、◇◇リサーチに個人情報が登録されている。
- あなたが希望すれば、その個人情報を削除できる。
- ◎◎会社の情報は削除できなかった。削除するには、代理人が必要である。
- ボランティアの「XXさん」が代理人を引き受けた。
- あなたの会員番号（整理番号）は、〇〇番ですが、他人に教えてはいけません。
- あなたが会員番号を教えたことでトラブルになった。これは犯罪行為である。
- 逮捕されないようにお金で解決できる。
- この事は家族であっても絶対に言わないこと。

などといった、次々に話が発展していく電話がありました。

この事例は、話が更に進むと、相手から、

- お金を準備させ、宅配便で送付させる。
- キャッシュカードの暗証番号を聞き出した上で、同カードをだまし取り、ATMで現金を引き出す。
- 指定した口座（主に個人口座）にお金を振り込ませる。
- コンビニ等で電子マネーカードを購入させ、同カードを使用する際の番号を聞き出す。

といった方法でお金等をだまし取られる、「うそ電話詐欺」に発展しますので注意してください。

【注意点】

- 鹿児島県警察では、現在、コールセンター等の外部機関と連携した、電話による注意喚起は行ってません。
- コールセンターによる電話での注意喚起を行っている都道府県はありますが、県外から、鹿児島県民に対して、被害防止に関する電話をかけることはありません。
- 警察又はコールセンターでは、金銭を要求することはありません。



- ※ 犯人は、電話を利用して、私たちがだまそうとしています。被害に遭わないためにも、
 - 自宅にいるときも、留守番電話に設定し、相手の声を聞いてから電話に出る。
 - ナンバーディスプレイを活用して、相手を確認してから電話に出る。
 - うそ電話詐欺等の被害防止対策機能がある優良防犯電話を設置する。
 など、自主的な被害防止を心掛けるなどして、被害に遭わないように注意しましょう。

※ 不審電話等の相談は、最寄りの警察署又は鹿児島県警察本部へ（Tel.099-206-0110又は#9110）